

～法人・事務局ニュース～

●独立行政法人福祉医療機構の退職金制度をご利用の法人様へ

令和7年1月6日以降は、福祉医療機構の全ての届出はオンラインでのお手続きとなります。

業務委託先である共済会へ従来ご送付いただいていた退職関係書類の郵送は、不要となりました。また、退職関係書類が業務委託先（共済会）を経由することが無くなるため、これまで共済会が代行して作成していた共済会退職金制度における給付の源泉徴収票を、福祉医療機構の請求書類に添付することができなくなります。

退職者が複数の制度から退職金を受け取る時は、最終支払者（最後に給付を行う者）が税務処理（源泉徴収）を行う必要があります。税法上、共済会の制度は法人独自の退職金制度となり、支払者は各契約法人となります。源泉徴収事務の円滑化のため福祉医療機構が最終支払者となるよう、退職金支給の順番は共済会⇒福祉医療機構でお手続きください。

退職者が共済会（法人独自の退職金制度）及び福祉医療機構の退職金制度の両方に加入しており、かつ福祉医療機構が退職金の最終支払者となる場合、退職者が福祉医療機構の退職金を請求するときに福祉医療機構以外が支払った退職金の源泉徴収票をオンラインでアップロードする必要があります。

※共済会の給付後に、従来通り決定通知書・源泉徴収票を各契約法人及び退職者へ送付いたしますので、ご利用ください。

《退職金請求の流れ》

○共済会の退職金請求（従来通り脱退届の書類提出）



○共済会の決定通知書・源泉徴収票到着後、オンラインで福祉医療機構の退職金請求